

お得意様向けご説明資料

# 住宅リフォーム減税 バリアフリー改修 必要書類編



※本内容は2011年4月に施行された「平成23年度予算関連法案」に基づいております。  
詳しくは最寄りの税務署・各市区町村の窓口までご相談下さい。  
※11年4月1日現在の情報に基づき、TOTOにてまとめたものです。  
予告なく改訂することがあります。ご了承下さい。

2011.4.1  
TOTO

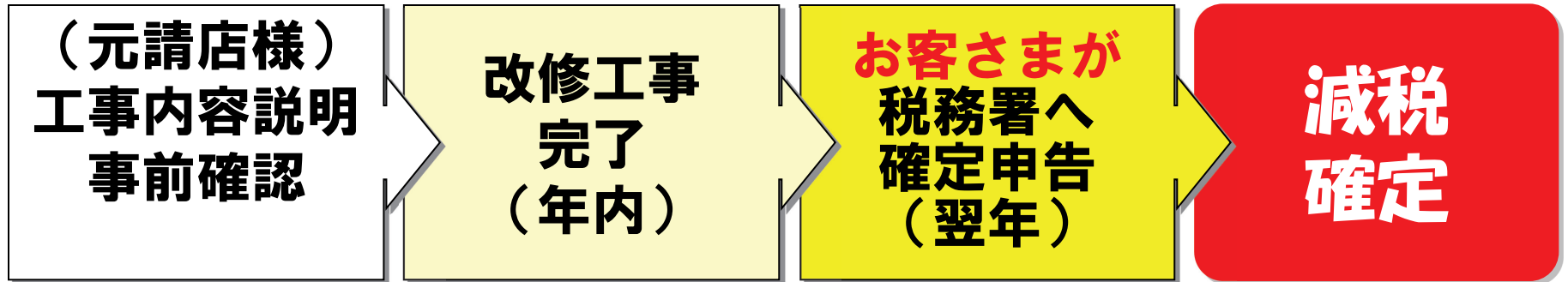
# 1. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)

## 1) 所得税控除について

### ■ 所得税(国税)控除の場合

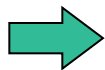
住宅取得や、増改築した**翌年の2月16日～3月15日**<sup>※1</sup>に  
**税務署で必要書類を添付し確定申告**を行います。

※1: 休日を含まない限り



控除前

1年間分の  
の  
所得税



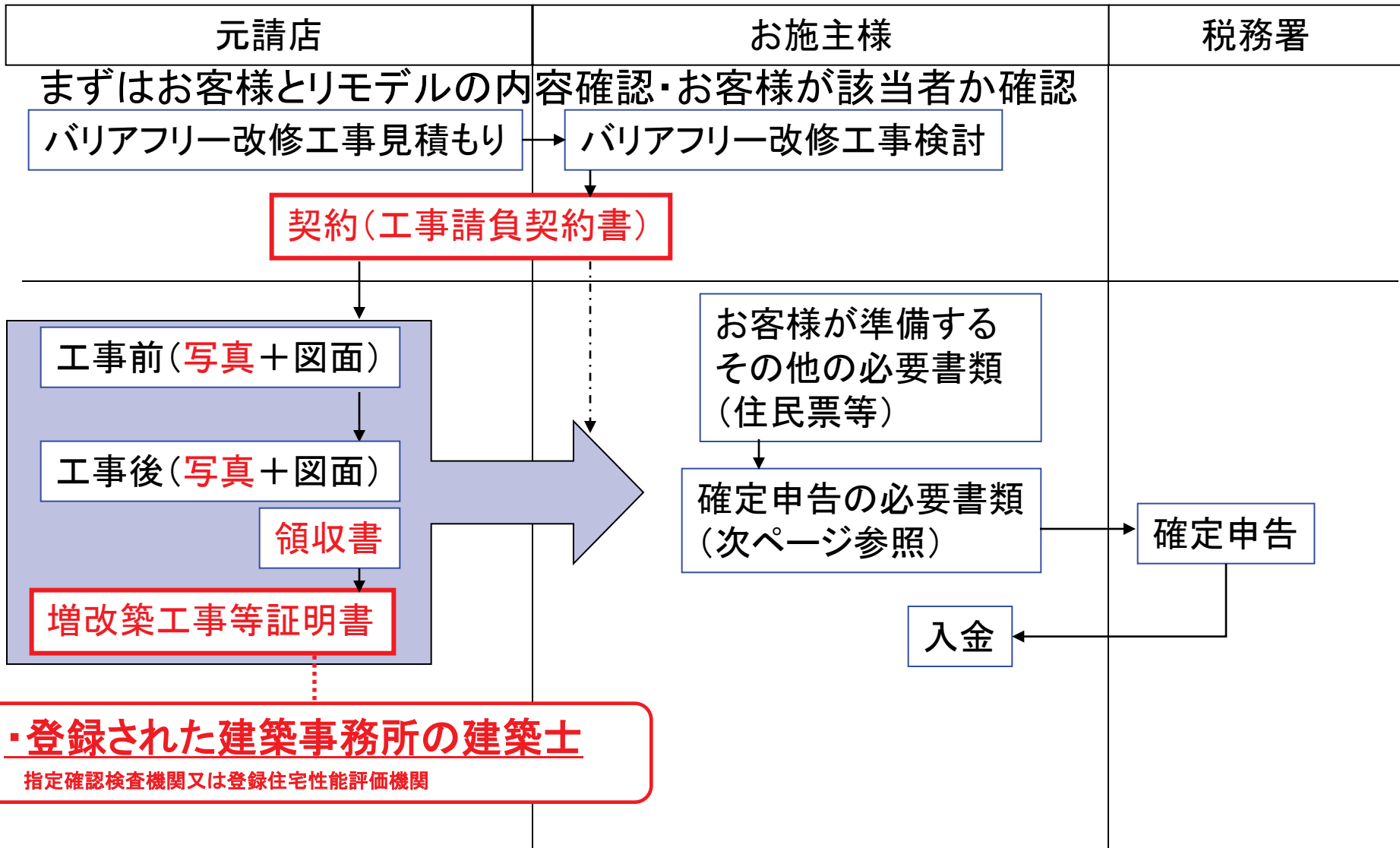
控除後

おトク部分  
実質  
税金として  
納める部分

※ 給与所得者(サラリーマン)は、所得税は先に納税済みの為、確定申告した時に申請した口座に振り込まれます。  
個人事業主等は、確定申告で納税額が決まります。

# 1. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)

## 2) 所得税控除申請フロー




※本内容は2011年4月に施行された「平成23年度予算関連法案」の2011年4月1日現在の情報に基づいております。詳しくは最寄りの税務署・各市区町村の窓口にご相談下さい。

# 1. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)

## 3) 必要書類一覧表

誰が用意するか 書類名

お客様

1. 家屋の登記事項証明書等

元請店様にてご案内書類

元請店様

2. 改修工事の請負契約書等(所得税控除申請者=工事契約者)

※無い場合、右記を提出  
2'-1 増改築等の工事に要した費用に係る領収書  
2'-2 増改築等の工事前後の写真

3. 工事内訳書その他の書類

1. 2. 3を確認

建築士様

4. 増改築等工事証明書(登録された建築士事務所等の建築士が発行する)

5. 上記4 を発行した建築士の免許証のコピー

お客様

6. (所得税控除申請者の)住民票の写し

お客様

7. 適用対象者の証明書

- ・本人の年齢を証明する場合=住民票、保険証等の生年月日の分かる身分証明書
- ・同居する家族の年齢を証明する場合=該当家族の記載がある住民票)
- ・要介護、要支援の場合=介護保険の被保険証の写し
- ・障がい者の場合=障害者手帳等の写し

お客様

必要な書類

8. その他確定申告に必要とされる書類(申告書、計算明細書、源泉徴収票)

※給与所得者(サラリーマン)の場合

建築士に4.増改築工事等証明書を依頼する場合=1, 2, 3

それを受けて建築士が発行する書類=4, 5

**お客様が確定申告に必要な書類=1, 2, 4, 6, 7, 8**

※3, 5は確定申告には必要ありません。

※本内容は2011年4月に施行された「平成23年度予算関連法案」の2011年4月1日現在の情報に基づいております。詳しくは最寄りの税務署・各市区町村の窓口にご相談下さい。

# 2. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)見本 TOTO

## 1) ①家屋の登記事項証明書等



お客様が入手されるもの

### ・登記事項証明書

登記事項証明書は物件を管轄する法務局で入手可能。

・手数料(家屋のみ) 1,000円

法務局の場所

[http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku\\_index.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html)

※法務局は、平日のみ。

※郵送(返信用封筒、定額小為替を入れて)でも取得可能

※事前に固定資産税納税通知書等「地番」、「家屋番号」を調べておくと、スムーズ

### 証明すべき事柄

当該工事をした家屋の

- ・所在地
- ・所有者名(家屋の名義)
- ・家屋の床面積が50 m<sup>2</sup>以上であること



# 2. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)見本 TOTO

## 2) ②改修工事の請負契約書等

住宅リフォーム工事  
請負契約書

工事名称 \_\_\_\_\_

工期 平成 21 年 6 月 28 日 より 平成 21 年 7 月 15 日

注文者名 東陶太郎

住所 東京都 ●●区 ●●●● 123-1

請負者名 \_\_\_\_\_

1. 請負金額 金 2,450,000 円 (税込)

工事項目	概要(仕様)	単価・数量・尚書 等)	小計
1.			
2.			
3.			
4.			
5. 解体・廃棄物処理費			

工事価格 (税抜き)  
取引に係る消費税等  
合計 (税込)

支払方法 前払金 ( ) 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
部分払 ( ) 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)  
竣工払 (工事完了確認後) 日以内 金 \_\_\_\_\_ 円 (税込)

※この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各1通を保有する  
※ この書類は大切に保管してください。

証明すべき事柄  
当該工事をした家屋の

- ・工期
- ・所有者と同一人物の注文者名
- ・住所
- ・当該工事費用全体  
(税込金額)

TOTO 見本

※請負契約書が無い場合

- ・増改築等の工事に要した費用に係る領収書
- ・増改築等の工事前後の写真  
で代用可能

# 2. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)見本 TOTO

## 3) ③工事内訳書その他の書類

・証明すべき事柄  
 工事費用の内訳、該当項目  
 高齢者等居住改修工事等の費用の額  
 (=バリアフリー改修)  
 ・目的  
 増改築等工事証明書への記載

バリアフリー改修工事の実際の費用と  
 政令で定められた標準的な工事費用を  
 増改築等工事証明書に記載します。  
**内訳書は確定申告で提出は不要です。**

バリアフリーリフォーム 標準的な工事費用				
東陶 太郎 様邸				
2009年 7月 20日				
工事名	単位	金額	数量	計
1. 介護用の車いすで容易に移動するために通路又は出入り口の幅を拡張する工事				
①通路の幅の拡張	円/施工面積(m)	¥177,900		¥0
②出入り口の幅の拡張	円/工事箇所	¥192,700		¥0
2. 階段の設置(既存の階段の撤去を伴うものに限る)又は改良によりその勾配を緩和する工事	円/工事箇所	¥618,900		¥0
3. 浴室を改良する工事				
①入浴またはその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	円/施工面積(m)	¥479,400		¥0
②浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事	円/工事箇所	¥503,500	1	¥503,500
③固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入り口を容易にする設備を設置する工事	円/工事箇所	¥27,300		¥0
④高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置したまたは同器具に替える工事	円/工事箇所	¥56,900	1	¥56,900
4. 便所を改良する工事				
①排泄				¥0
②便器				¥0
③座便				¥0
5. 便所、手すりを				
①長さ				¥0
②長さ				¥0
6. 便所、床の段差上がりか				
①玄関および上				¥0
②浴室段差解消等工事(浴室の出入口の段差を解消するもの並びに段差を小さくするもの)	円/施工面積(m)	¥93,300	2.5	¥233,250
③上記①、②以外の便所、浴室脱衣室その他居室および玄関並びにこれらをつなぐ経路の床の段差を解消する工事	円/施工面積(m)	¥36,900	2.1	¥77,490
7. 出入口の戸を改良する工事				
①開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	円/工事箇所	¥151,100		¥0
②開戸のドアをレバーハンドル等に取り替える工事	円/工事箇所	¥14,100		¥0
合計		¥966,360		
実際の工事金額		¥1,879,500		
この内容が決定ではありません 減税額の確定は税務署等が判断をします				
※政令で定められた標準的な工事費用				
※実際の工事費と比較して少ない方を対象とします				
		966,360円 × 10% = 96,600円		
100円未満切捨て				
※政令で定められた標準的な工事費用				
※実際の工事費と比較して少ない方を対象とします				
		966,360円 × 10% = 96,600円		
100円未満切捨て				

参考)  
**TOTO見本:**  
**該当項目の**  
**標準工事金額合計算出書類**

## 2. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)見本 TOTO

### 4)④増改築等工事証明書について

#### ●ダウンロードサイト(国土交通省ホームページ)

<http://www.mlit.go.jp/common/000055233.doc>

#### ●記入事例サイト

<http://www.mlit.go.jp/common/000044030.pdf>

HPの下のほうにあります。

### ○所得税の確定申告又は固定資産税の減額申請時に必要な書類の書式及び関係通知

1. リフォームローン減税・バリアフリー改修促進税制(所得税)・省エネ改修促進税制(所得税)・所得税額の特別控除  
・増改築等工事証明書(所得税の確定申告時に必要です。)

#### ※記載例

(住宅リフォーム・ローン減税・省エネ)

・  
・

(バリアフリー投資型(1)) ← 1と2でセットです。

(バリアフリー投資型(2)) ←

(バリアフリー選択可能版(1))

(バリアフリー選択可能版(2))

(バリアフリーその他リフォーム(1))

(バリアフリーその他リフォーム(2))

※なお、「増改築等工事証明書」の使用にあたっては、ホームページ(下記サイト)の内容をご確認のうえご使用ください。

<通知>住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項及び第18条の23の2第1項並びに第19条の11の3第1項及び第2項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について

<http://www.mlit.go.jp/common/000038394.pdf>



# 2. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)見本 TOTO

## 4) ④増改築等工事証明書について(バリアフリー自己資金改修)※TOTO追記

<b>所得税控除申請:</b> 申請者=家庭所有者=工事契約者 固定資産税減額申請:申請者=家庭所有者 について記載下さい。		<b>増改築等工事証明書</b>	
証明申請者		住所	東京都 ●●区 ●●● 123 -1
		氏名	東陶 太郎
家屋番号及び所在地		123-1-1 東京都 ●●区 ●●● 123 -1	
工事完了年月日		平成21年7月15日	
第26条第21項に規定する工事の種別及び内容	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替	
	第2号工事	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替	
	第3号工事	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下	
	第4号工事	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全性に係る基準	
	第5号工事	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の幅幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替 エネルギーの使用の合理化に著しく又は相当程度資する次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 2 窓の断熱性を相当程度高める工事 3 窓の断熱性を著しく高める工事 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事	
	第6号工事	1 I地域 2 II地域 3 III地域 4 IV地域 5 V地域 6 VI地域 エネルギー対策 1 等級3 2 等級2 3 等級1	
26条の4第3項に規定する改修工事(高齢者等居住改修工事等)		高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 通路又は出入口の幅幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替	
26条の4第7項に規定する改修工事(特定断熱改修工事等)		エネルギーの使用の合理化に著しく資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 2 窓の断熱性を相当程度高める工事 3 窓の断熱性を著しく高める工事 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事 地域区分 1 I地域 2 II地域 3 III地域 4 IV地域 5 V地域 6 VI地域 改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策 1 等級3 2 等級2 3 等級1 等級	

申請者=家庭所有者=工事契約者  
固定資産税減額申請:申請者=家庭所有者  
について記載下さい。

家屋番号および所在地は  
家屋の登記簿、登記事項証明書等に  
記載されています。

ここは住宅ローン減税なので  
記入しません

バリアフリー改修のローン型も投資型(自己資金)もここに記入。  
該当する工事に○印を記入して下さい。

第26条の4第18項に規定する改修工事(断熱改修工事等)	エネルギーの使用の合理化に相当程度資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 2 窓の断熱性を相当程度高める工事 3 窓の断熱性を著しく高める工事 4 天井等の断熱性を高める工事 5 壁の断熱性を高める工事 6 床等の断熱性を高める工事
	地域区分 1 I地域 2 II地域 3 III地域 4 IV地域 5 V地域 6 VI地域 改修工事前の住宅が相当する省エネルギー対策 1 等級2 2 等級1
第26条の28の5第9項に規定する改修工事	エネルギーの使用の合理化に資する次のいずれかに該当する増築、改築、修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事
	地域区分 1 I地域 2 II地域 3 III地域 4 IV地域 5 V地域 6 VI地域
第26条の28の5第11項に規定する設備の取替え又は取付け	太陽光の利用に資する設備として設置された機器の設備の型式 安全対策工事の有無 陸屋根防水基礎工事の有無 積雪対策工事の有無 塩害対策工事の有無 幹線増強工事の有無
	有 無 有 無 有 無 有 無
工事の内容	・浴槽のまたぎの高さを低くする工事 既存の浴槽(またぎ高さ61cm)をユニットバスにすることにより、またぎの高さ42cmの浴槽に取替え ・浴室の出入口の段差を解消する工事 浴室(25㎡)をユニットバスにすることにより、出入口の段差を解消
摘要	バリアフリー改修の該当工事内容等を記入 適用要件を満たす工事内容であることが明確に分かるよう、施工内容を具体的かつ明確に記載してください。

上記の工事が租税特別措置法施行令第26条第21項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替(同条第22項の規定により読み替えられた同条第21項第6号に規定する修繕若しくは模様替を含む。)、第26条の4第3項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替(租税特別措置法第41条の19の3第1項第1号に規定する高齢者等居住改修工事等を含む。)、租税特別措置法施行令第26条の4第7項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替、同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替(同条第19項の規定により読み替えられた同条第18項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替を含む。)、第26条の28の5第9項に規定する増築、改築、修繕若しくは模様替又は同条第11項に規定する設備の取替え若しくは取付けに該当することを証明します。

※本内容は2011年4月に施行された「平成23年度予算関連法案」の2011年4月1日現在の情報に基づいております。詳しくは最寄りの税務署・各市区町村の窓口にご相談下さい。



# 2. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)見本 TOTO

## 4) ④増改築等工事証明書について(バリアフリー自己資金改修)※TOTO追記

1 租税特別措置法第41条の3の2第1項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容は次のとおりです。

① 高齢者等居住改修工事等を含む増改築等工事の費用の額(全体工事費) **2,450,000円**

② 高齢者等居住改修工事等の費用の額等

ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額 **1,879,500円**

イ 地方公共団体の補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付の対象となる高齢者等居住改修工事等の実施の有無 **有**

ウ アとイの金額のうちいずれか少ない金額 **966,360円**

③ 一般断熱改修工事等の費用の額等

ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額

イ 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 **966,360円**

ウ アとイの金額のうちいずれか少ない金額

④ ②(ア)②(イ)及び③(イ)の合計額を差し引いた額 **966,360円**

⑤ 特定断熱改修工事等の費用の額

⑥ ④(30万円を超える場合)及び⑤(30万円を超える場合)の合計額 **966,360円**

2 租税特別措置法第41条の3の2第4項に規定する増改築等を行った場合の費用の額に関し、確認した内容は次のとおりです。

① 特定断熱改修工事等又は断熱改修工事等を含む増改築等工事の費用の額(全体工事費)

② 特定断熱改修工事等の費用の額

③ 租税特別措置法第41条の19の3第1項に規定する改修工事を行った場合の費用の額(全体工事費) **2,450,000円**

④ 高齢者等居住改修工事等を含む改修工事の費用の額(全体工事費) **2,450,000円**

⑤ 高齢者等居住改修工事等の費用の額等 **1,879,500円**

ア 高齢者等居住改修工事等に要した費用の額 **1,879,500円**

イ 地方公共団体の補助金等の交付又は居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の給付の対象となる高齢者等居住改修工事等の実施の有無 **有**

ウ アとイの金額のうちいずれか少ない金額 **966,360円**

⑥ 一般断熱改修工事等の費用の額等

ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額

イ 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額 **966,360円**

ウ アとイの金額のうちいずれか少ない金額

⑦ ⑤(ア)⑤(イ)及び⑥(イ)の合計額を差し引いた額 **966,360円**

⑧ 特定断熱改修工事等の費用の額

⑨ ⑦(30万円を超える場合)及び⑧(30万円を超える場合)の合計額 **966,360円**

⑩ バリアフリー改修と同時に省エネ改修投資型(自己資金)を利用した場合の記載箇所

4 租税特別措置法第41条の19の3第2項に規定する改修工事を行った場合の費用の額に関し、確認した内容は次のとおりです。

① 一般断熱改修工事等を含む増改築等工事の費用の額(全体工事費)

② 一般断熱改修工事等の費用の額等

ア 一般断熱改修工事等に要した費用の額

イ 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額

ウ アとイの金額のうちいずれか少ない金額

証明を行った建築士等についての記載箇所

平成21年 7月20日

証明を行った建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関

氏名又は名称 **快速 利盛出羽**

住所 **東京都中央区789-1**

登録番号 **第123456号**

登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合) **東京都**

指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の指定・登録年月日及び指定・登録番号

指定・登録をした者 **建築士の場合はここは記入不要**

建築士が証明を行った場合の当該建築士の所属する建築士事務所

名称 **快速モデルクラブ**

所在地 **東京都中央区789-1**

一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 **二級建築士事務所**

登録年月日及び登録番号 **平成20年 5月15日 第12345号**

指定確認検査機関

氏名

以下、建築士の場合は記入不要

建築士の場合

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別

登録番号

登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)

・全体工事費用 **2,450,000円**

・実際にかかったバリアフリー工事費用 **1,879,500円**

・標準的な工事費用 **966,360円**

※全て税込でご記入下さい。

(用紙 日本工業規格 A4)

※本内容は2011年4月に施行された「平成23年度予算関連法案」の2011年4月1日現在の情報に基づいております。詳しくは最寄りの税務署・各市区町村の窓口にご相談下さい。

# 2. 所得税控除の必要書類(バリアフリー改修)見本 TOTO

## 5) ⑧住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書について



**お客様が入手されるもの**

確定申告する税務署や、HPでお客様が  
**確定申告書同様に、入手し記入するものです。**  
 ※該当年度の申請書を入手してください。

税務署で確定申告する場合は必要書類を見ながら  
**確定申告書と同様、お客様にアドバイスされるの**  
**ではないかと思えます。**

前ページの**増改築等工事証明書に**  
**記載している金額等**

政令で定められた標準的な工事金額の合計  
 例) ¥966, 360

実際のバリアフリー該当工事部分の  
**費用の合計**  
 例) ¥1, 879, 500  
**等を書込み、**

**控除対象額を明確にする書類です。**

平成23年度 住宅借入金等特別税額控除額の計算明細書 (再び居住の用に供した方用)

提出用

1 住所及び氏名 (再び居住の用)

〒160-0004 東京都新宿区三軒 4-29-1  
 シンコウ タロウ  
 申告 太郎

2 新築

取得価額	11,550,000	23,450,000
延べ床面積	550	9.16
54㎡未満部分の延べ床面積	550	9.16

3 控除証明書の番号

4 住宅借入金等特別税額控除額の計算

居住の用に供した年度	住宅借入金等の標準的な合計額	住宅借入金等特別税額控除額 (100円未満の端数を切捨て)
平成12年1月1日から平成19年12月31日までの間に居住の用に供した場合	円 + 600	円
平成13年中に居住の用に供した場合	円 + 6000	円
平成14年1月1日以下のとき	円 + 600	円
平成15年1月1日以上のとき	円 + 600 + 125円	円
平成16年1月1日以上のとき	円 + 600 + 250円	円

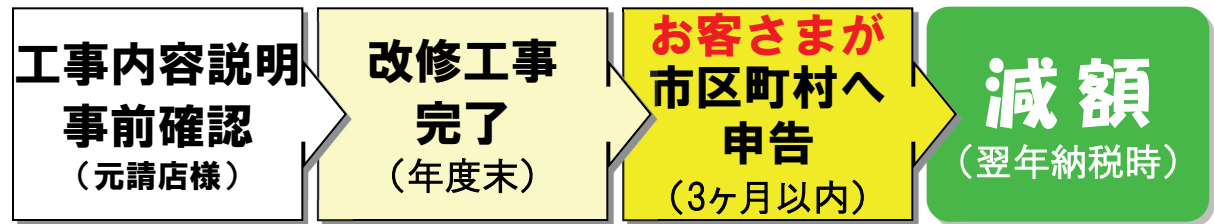
昨年サンプル

# 3. 固定資産税減額の必要書類(バリアフリー改修) TOTO

## 1) 固定資産税の減額について

### ■ 固定資産税(地方税)減額の場合

バリアフリーや省エネ、耐震改修は、一定の要件を満たせば固定資産税も減額。  
工事3ヶ月後以内に市区町村へ必要書類を添付し申告します。



必要書類は各市区町村で異なりますので、担当の窓口、資産税課等に  
申告書と必要書類をご確認下さい。

- 例) ①申告書(各市区町村のフォーム)  
②固定資産税の納税義務者の住民票の写し  
③適用要件を満たす工事の実施の有無及び費用の確認書類  
工事内容がわかる明細書や領収書  
④適用要件者の居住の確認書類  
住民票や介護保険費保険証等  
⑤補助金の給付の確認書類 等

※東京都は都税事務所になり、③は増改築等工事証明書と建築士の免許証のコピー



# 3. 固定資産税減額の必要書類(バリアフリー改修) TOTO

## 2) 固定資産税の減額申告書類例(東京都、川崎市)

第147号様式その1(条例附則第15条第1項関係)

固定資産税減額申告書

都税事務所長あて  
 年月日提出

地方税法附則第16条第11項又は第12項に規定する固定資産税の減額(高齢者等居住改修住宅等)に必要な事項について、次のとおり申告します。

納税者	住所	
氏名又は名称		印
連絡先		

1 区分所有に係る住宅

一種の表示	所在	種類	構造	床面積			建築年月日
				平方メートル			

専有部分又は独立区画	家屋番号	符号(室番号)	種類(用途)	床面積			改修工事が完了した年月日
				居住部分	その他の部分	計	
				平方メートル	平方メートル	平方メートル	

2 区分所有に係る住宅以外の住宅

所在	家屋番号	種類	構造	床面積			建築年月日
				居住部分	その他の部分	計	
				平方メートル	平方メートル	平方メートル	

独立区画(室番号)	床面積			改修工事が完了した年月日	独立区画(室番号)	床面積			改修工事が完了した年月日
	居住部分	その他の部分	計			居住部分	その他の部分	計	
	平方メートル	平方メートル	平方メートル			平方メートル	平方メートル	平方メートル	

(日本工業規格A列4番)

備考 1 減額を受けるべき家屋の見取図(写)等を添付すること。

高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税減額申告書

年月日

(あて先) 川崎市 区長

住所  
 納税義務者 氏名又は名称 印  
 電話 ( )

次の家屋については、地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に該当するため、減額措置の対象である旨を、同条第6項に基づき、次のとおり申告します。

対象家屋	所在	家屋番号	建築年月日
		種類及び構造	床面積 m <sup>2</sup>
居住者	<input type="checkbox"/> 65歳以上の者 <input type="checkbox"/> 要介護認定又は要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> 障害者		
工事内容	工事種類	<input type="checkbox"/> 通路又は出入口の拡幅 <input type="checkbox"/> 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 便所の改良 <input type="checkbox"/> 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 戸の改良 <input type="checkbox"/> 床の滑り止め化	
	工事費用	円	工事完了年月日
備考			

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第6項に基づき、対象家屋が所在する区の区長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」、「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 「工事費用」欄には、改修工事に要した費用の額(補助金等及び居宅介護住宅改修費等を除く金額)を記載してください。

4 この申告書は、改修工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。  
 やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

5 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第7項各号に規定する書類を添付して提出してください。



# 3. 固定資産税減額の必要書類(バリアフリー改修)

## 3) 参考: 固定資産税の納税通知書(例)

東京都 納付書兼納入済通知書

平成20年度

納税者名: 東岡 太郎

住所: 東京都●●区●●●●1-23-1

納税額: ¥114,700

東京都 納税通知書 (土地・家屋)

納税者名: 東岡 太郎

住所: 東京都●●区●●●●1-23-1

納税額: ¥114,700

平成20年度 固定資産税 都市計画税 納税通知書 (土地・家屋)

納税者名: 東岡 太郎

住所: 東京都●●区●●●●1-23-1

納税額: ¥114,700

区分	課税標準	税率	税額
固定資産税	¥6,756,000	0.8%	¥54,000
都市計画税	¥6,756,000	0.3%	¥20,200
合計			¥114,700

納税者名、住所

見本

平成20年度固定資産税・都市計画税課税明細書

本年度課税された、1月1日現在あなたが所有している固定資産(土地・家屋)の明細を以下に示します。

土地の状況	登記簿番号	家屋番号	種類・用途	構造	床面積	固定資産税	都市計画税	合計
土地がある場合、ここに記載されています。								
今回は家屋分のみ固定資産税が減額になりますのでご注意ください。								

家屋の所在地

家屋番号

家屋の床面積 > 50m<sup>2</sup>

家屋の固定資産税額

家屋の所在地	区分	家屋番号	種類・用途	構造	床面積	固定資産税	都市計画税	合計
東京都●●区●●●●1-23-1	10010	123-1-1	住宅	木造	3	143,560	8,756,000	94,534
			住宅	木造	9	143,560	6,756,000	20,268

都市計画税(地域により無い場合もあります。)は減額されません。

※本内容は2011年4月に施行された「平成23年度予算関連法案」の2011年4月1日現在の情報に基づいております。詳しくは最寄りの税務署・各市区町村の窓口にご相談下さい。

あしたを、ちがう「まいにち」に。

**TOTO**